

大川広域行政組合危険物の規制に関する規則

〔 昭和59年10月 5日
規 則 第 4 号 〕

改正 平成 2年 3月15日規則第 2号 平成 7年 4月 3日規則第 8号
平成15年 4月 1日規則第 3号 平成16年 3月24日規則第 1号
令和元年 6月11日規則第 7号 令和 3年 9月27日規則第 9号
令和 3年12月27日規則第10号

危険物の規制に関する規則（昭和49年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（仮貯蔵・仮取扱いの申請）

第2条 法第10条第1項ただし書の規定に基づき危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けようとする者は、当該行為の3日前までに申請書に、仮貯蔵又は仮取扱いをしようとする場所の位置、構造又は設備の内容に関する図面等を添付して、2部提出しなければならない。

2 消防長は、前項の申請を承認したときは様式第2号により、承認しないときは様式第3号に申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

（製造所等の設置又は変更の許可）

第3条 組管理者は、法第11条第1項の規定に基づき製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の許可をしたときは、様式第4号による許可書に申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

（許可の却下等）

第4条 組管理者は、法第11条第2項の規定に基づく製造所等の設置又は変更の許可申請が、法第10条第4項の規定に基づき政令で定める技術上の基準（次項において「技術上の基準」という。）に適合しないと認めるときは、様式第5号に申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

2 組管理者は、法第11条第5項の規定に基づく完成検査（政令第8条の2の規定に基づく完成検査に係る部分検査を含む。）を行った結果が、技術上の基準に適合しないと認めるとき、又は許可内容と異なると認めるときは、様式第6号（水圧検査又は水張検査に係るものは、様式第7号）により申請者に通知するものとする。

3 組管理者は、法第14条の3の規定による保安に関する検査を行った結果が、省令第62条の3第3項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、様式第8号により申請者に通知するものとする。

(仮使用承認の申請)

第5条 法第11条第5項ただし書の規定に基づき仮使用の承認を受けようとする者は、申請書に仮に使用する部分の図面と工事計画書等を添付して申請しなければならない。

2 組合管理者は、前項の申請を承認したときは様式第9号により、承認しないときは様式第10号に申請書の一部を添付して申請者に通知するものとする。

3 組合管理者は、仮使用の承認を取り消したときは、様式第11号により申請者に通知するものとする。

(製造所等の譲渡又は引渡しの届出)

第6条 組合管理者は、法第11条第6項の規定に基づく製造所等の譲渡又は引渡しの届出があったときは、届出書の1部に届出済印を押して届出者に交付するものとする。

(許可等の通報)

第7条 法第11条第7項(法第11条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通報の様式は、省令別記様式第2、第3、第5、第6及び第16の写しとする。

(移動タンク貯蔵所の位置通知)

第7条の2 組合管理者は、移動タンク貯蔵所の位置の変更があった場合は、完成検査を実施後、様式第11号の2により、当該移動タンク貯蔵所の変更前の位置を管轄する許可行政庁あて通知するものとする。

(危険物の種類又は数量の変更の届出)

第8条 組合管理者は、法第11条の4の規定に基づく危険物の種類又は数量の変更の届出があったときは、届出書の1部に届出済印を押して届出者に交付するものとする。

(製造所等の廃止の届出)

第9条 法第12条の6の規定により、製造所等の用途の廃止を届け出ようとする者は、申請の際に、当該製造所等の許可書類を提示しなければならない。

(危険物保安監督者の選任の届出受理)

第10条 組合管理者は、法第13条第2項の規定に基づき危険物の保安の監督をする者の選任の届出を受理するときは、実務経験及び危険物取扱者免状を確認しなければならない。

(予防規程の認可等)

第11条 組合管理者は、法第14条の2第1項の規定に基づく予防規程の認可をしたときは様式第12号による認可書に1部を添付して申請者に交付する。認可をしないときは、様式第13号により申請者に通知するものとする。

(収去証の交付)

第12条 法第16条の5第1項の規定により職員に危険物を収去させるときは、被収去者に様式第14号の収去証を交付するものとする。

(立入検査証の様式)

第13条 法第16条の5第3項において準用する法第4条第4項の規定による立入検査の証票は、大川広域行政組合消防法施行規則(昭和55年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第4号)第2条に規定するものとする。

(製造所等の検査済証の再交付)

第14条 組合管理者は、政令第8条第4項の規定に基づく申請があった場合、製造所等の検査済

証（法第11条の2第1項に係るものを除く。）を様式第15号に添付して再交付するとともに、再交付する完成検査済証の表面に再交付と記し再交付年月日を記載するものとする。

（資料の提出）

第15条 製造所等の所有者、管理者又は占有者は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく当該各号に掲げる様式により届け出なければならない。

- (1) 製造所等の位置、構造又は設備の軽微の変更をしようとするとき（様式第16号）。
- (2) 設置者の住所、氏名又は設置地名に変更があったとき（様式第17号）。
- (3) 製造所等の使用を3箇月以上休止するとき、又は再開するとき（様式第18号）。
- (4) 製造所等の管理権等に変更があったとき（様式第19号）。

（書類の経由）

第16条 法、政令、省令及びこの規則の規定に基づき組合管理者に提出する申請書又は届出書は、消防長を経で行うものとする。

（補則）

第17条 この規則の施行について必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月15日規則第2号）

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附 則（平成7年4月3日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月11日規則第7号）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年8月27日規則第9号） 抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の日前に改正前の大川広域行政組合危険物の規制に関する規則（以下「改正前の危険物規制規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の大川広域行政組合危険物の規制に関する規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 第1条による改正前の災予防条例施行規則及び第2条による改正前の大川広域行政組合消防法施行規則並びに第3条による改正前の危険物規制規則に規定する様式において作成した用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（令和3年12月27日規則第10号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号 削除

様式第2号 (第2条関係)

(日本産業規格A4)

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった仮 については、消防法第10条第
1項ただし書の規定により承認する。

年 月 日

大川広域消防本部消防長

印

様式第3号（第2条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった仮 については、下記の理由により
承認しない。

年 月 日

大川広域消防本部消防長



記

1 場 所

2 不承認理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第3条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった危険物 については、消防
法第11条第1項の規定により承認する。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者



様式第5号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった危険物 の許可については、下記のとおり消防法第10条第4項の規定に基づき政令で定める技術上の基準に適合しないので許可しない。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者

記

- 1 申請対象物の設置場所又は常置場所
- 2 理 由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった危険物 の完成検査を行った結果、下記の理由により完成検査済証を交付しない。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者

記

- 1 申請対象物の設置場所又は常置場所
- 2 理 由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第7号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあったタンク部分の検査を行った結果、下記の理由によりタンク検査済証を交付しない。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者

記

理 由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第4条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査を行った結果、下記の理由により保安検査済証を交付しない。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者

記

理 由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号（第5条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった危険物 の仮使用について
は、消防法第11条第5項ただし書の規定により承認する。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者



様式第10号（第5条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった危険物 の仮使用について、下
記の理由により承認しない。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者

記

- 1 場 所
- 2 不承認理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号（第5条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日第 号により仮使用承認については、下記の理由によりこれを取り消す。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者

記

1 場 所

2 理 由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号の2（第7条の2関係）

移動タンク貯蔵所変更許可通知書

第 号
年 月 日

殿

大川広域行政組合
管理者

貴行政庁の設置（変更）許可に係る次表の第1欄に掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請書（及び譲渡引渡届出書）の提出があり、同表第2欄に掲げるとおり変更許可（及び当該届出書の受理）を行ったので通知します。

記

		第 1 欄	第 2 欄
許可行政庁名			
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
設置、変更許可 年月日（番号）		年 月 日 （第 号）	年 月 日 （第 号）
完成検査年月日 （番号）		年 月 日 （第 号）	年 月 日 （第 号）
譲渡引渡届出書 受理年月日			年 月 日
その他必要な 事項			

（注）1 設置者の項の第2欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡しと位置の変更が同時に行われるものである場合は、譲渡又は引渡しを受けた者の住所及び氏名を記入すること。

2 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12号（第11条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあった下記の対象物の予防規程については、消防法
第14条の2第1項の規定により承認する。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者



記

- 1 区 分
- 2 設置場所
- 3 設置許可年月日及び番号

様式第13号（第11条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

年 月 日付で申請のあつた下記対象物の予防規程については、消防法
第14条の2第2項の規定により許可しない。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者

記

- 1 区 分
- 2 設置場所
- 3 設置許可年月日及び番号

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6カ月以内）に、大川広域行政組合を被告（大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号（第12条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

収 去 証

住所又は事務所の所在地

氏名又は名称

収去場所

品名数量

消防法第16条の5第1項の規定により収去する。

年 月 日

所 属
階級氏名

印

様式第15号（第14条関係）

（日本産業規格A4）

第 号

申請者
住 所
氏 名

再 交 付 書

年 月 日付で申請のあった下記危険物の完成検査済証を再交付する。

年 月 日

大川広域行政組合
管理者



記

- 1 製造所等の別
- 2 設置場所又は常置場所
- 3 設置及び完成検査年月日番号
設置許可年月日 第 号
同上完成検査年月日 第 号
変更許可 回
同上完成検査 回
最新変更許可年月日 第 号
同上完成検査年月日 第 号

様式第16号（第15条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日			
殿 申請者 住 所 氏 名 資料提出書（軽微な変更）			
設置者	住 所		
	氏 名		
製造所等の所在地			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
危険物の類、品名 (指定数量)、最大数量		指定数量の 倍 数	
設置許可年月日番号		年 月 日 第 号	
変更の概要			
竣工予定期日			
※ 受付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第17号（第15条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日			
殿 申請者 住 所 氏 名 資 料 提 出 書 設置者の住所、氏名 又は設置地名の変更			
設 置 者	新	住 所	
		氏 名	
	旧	住 所	
		氏 名	
製 造 所 等 地	新	地 名	
	旧	地 名	
製 造 所 等 の 別		貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
設 置 許 可 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第18号（第15条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日			
殿 申請者 住 所 氏 名 資料提出書〔 休 止 〕 〔 再 開 〕			
設置者	住 所		
	氏 名		
製造所等の所在地			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
危険物の類、品名 (指定数量)、最大数量		指定数量の 倍 数	
休止予定期間			
休止の理由			
休止中の処置又は用途			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 再開の場合は、休止予定欄に再開日を記入すること。

様式第19号（第15条関係）

（日本産業規格A4）

年 月 日			
殿 申請者 住 所 氏 名 資料提出書（管理権等の変更）			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
管 理 権 者	住 所		
	氏 名		
製造所等の所在地			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
設置許可 年月日番号	年 月 日 第 号		
危険物の類、 品名（指定数量）、 最大数量		指定数量の 倍 数	
変更の概要			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 管理権等の変更を証明する書類を添付すること。